様式第18号（第10条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支給（給付）決定取消通知書 |  |
|  |  |  |
|  | 第 |  | 号 |
|  |  年 月 日 |
|  |  |
|  |  | 様 |  |  |
|  |  | 丸亀市福祉事務所長　 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２５条第１項及び第５１条の１０第１項の規定により、下記のとおり支給（給付）決定を取り消しましたので通知します。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 記 |
| 障害福祉サービス受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 地域相談支援受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支給(給付)決定障害者（保護者）氏名 |  | 支給決定に係る児童氏名 |  |
| 支給（給付）決定取消日 |  年 月 日 |
| 取消理由 |  |
|  |
| 受給者証を丸亀市 健康福祉部 福祉課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。 |
|  | 返還先 | 丸亀市 健康福祉部 福祉課 | 住所 | 香川県丸亀市大手町二丁目４番21号 |
|  | 電話番号 | 0877－24－8805 |
|  | 返還期限 |  年 月 日 |
|  |  |
|  |  |
| 不服申立て及び取消訴訟 |
| １ | この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に香川県知事に対し審査請求をすることができます。 |
| ２ | また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
|  |  |
|  |  |
| 問い合わせ先 |
| 丸亀市 　　　　　　部 　　課 |
|  | 住所 | 香川県丸亀市大手町二丁目４番21号 |
|  | 電話 |  |